

令和7年度仙台空港連携レンタカー乗捨支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 山形空港利用拡大推進協議会（以下「協議会」という。）は、仙台空港と山形空港との連携を図り、両空港間の二次交通の拡充を図ることにより、山形空港の利便性向上と利用拡大につなげるため、両空港間においてビジネス利用を除く自家用自動車の有償貸渡しを受け、乗り捨てる場合に必要な経費について、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成を行う。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) レンタカー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条の規定による許可を受け、業として自家用自動車を有償で貸し渡す者で、仙台空港レンタカー協議会又は山形空港レンタカー協議会に加入している事業者
- (2) レンタカー レンタカー事業者が貸し渡す自家用自動車
- (3) ビジネス利用者 法人名による貸渡や法人契約等のビジネスを目的に利用する者

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 別表1に定める区間においてレンタカー事業者からレンタカーを借り受け、返却したビジネス利用者を除く観光客等。（以下「一般利用者」という。）
- (2) 訪日外国人観光客（以下「訪日外国人」という。）に対し、別表1に定める区間においてレンタカーを貸し渡し、返却を受けたレンタカー事業者

(助成対象期間)

第4条 助成金の交付の対象となる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、貸借日及び返却日のいずれも同期間内に含まれているものとする。

ただし、協議会は、予算の執行状況等により、助成対象期間内であっても助成を打ち切ることができる。

(助成対象経費及び助成金の額)

第5条 助成対象経費及び助成金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般利用者にあつては、助成対象経費は別表1に定める区間においてレンタカーを借り受け、返却した場合の料金とし、助成金の額は1台あたり3,000円分とする。ただし、利用者の支払額が上限額に満たない場合は、支払額の百円未満を切り捨てた額分を助成する。
- (2) レンタカー事業者にあつては、助成対象経費は別表1に定める区間においてレンタカーを借り受け、返却した訪日外国人に対し、乗捨料金から3,000円割引した場合の割引額とし、助成金の額は1台あたり3,000円とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類等を期限までに協議会に提出するものとする。

- (1) 一般利用者にあつては、様式第1号（交付申請書）に山形空港出発便又は到着便の搭乗を証する書類並びにレンタカー借受事業所、借受日、支払額、レンタカー返却事業所及び返却日が分かる資料を添付し、レンタカーを返却した日から30日を経過する日又は令和8年4月10日のいずれか早い日までに協議会に山形県電子申請システムにより申請するものとする。
- (2) レンタカー事業者にあつては、様式第2号（交付申請書）に様式第3号（事業実績報告）を添付し、レンタカーの返却月の翌月15日までに協議会に申請するものとする。

(交付決定及び交付)

第7条 交付申請を受けた協議会は、申請内容を審査し適当と認めたときは、予算の範囲内で交付の決定を行うものとし、次に掲げるとおり助成金を交付するものとする。

- (1) 一般利用者に対しては、交付の決定は、助成金の支払いをもって代えるものとする。
- (2) レンタカー事業者に対しては、様式第4号（交付決定通知書）により通知し、その日から起算して15日以内に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 協議会は、この要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(助成金の返還)

第9条 助成金の交付が取消された場合においては、既に交付されている助成金について、協議会が指定する期日までに、遅滞なく協議会に返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、協議会総会における令和7年度予算の議決を前提とし、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

	区 間	
	貸渡事業所	返却事業所
1	仙台空港	山形空港
2	山形空港	仙台空港